

第 1 1 6 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 2 年 1 1 月 1 8 日 (水) 午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 2 年 1 1 月 1 8 日 (水) 午前 9 時 4 0 分
- 3 閉会の日時 令和 2 年 1 1 月 1 8 日 (水) 午前 1 0 時 2 2 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 防災研修室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席, 欠席の別

定数 1 0 名 出席 1 0 名 欠席 0 名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
会長 (1)	浮田 孝允	出	5	奥田 哲也	出
職務代理者 (6)	岸本 博	出	7	串田 修	出
2	大森 美也子	出	8	今東 徳雄	出
3	大森 勇二	出	9	延澤 強哉	出
4	岡本 五樹	出	1 0	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員	中区協議会長	藤田 眞樹
	東区協議会副会長	岸本 行雄
事務局	担当局長	井上 満千夫
	農地担当課長	佐藤 孝司
	担当課長補佐	竹田 了久
	副主査	橋本 聡実
		参事監
		真田 明彦
		総務・農政担当課長
		菱川 真輔
		農地担当係長
		百本 博次
		副主査
		花房 弘治

7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 - (3) 転用事業計画変更承認申請について
 - (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
 - (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定及び転貸)
 - (6) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に東区の説明をお願いします。

百本係長 1 ページ 3 番、増反による所有権移転です。受人は現在、約 2.3 ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積 40 アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

4 番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約 7.4 ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積 30 アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

5 番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約 1.9 ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積 40 アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

6 番、受贈による所有権の持分移転です。受人は現在、約 40 アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積 30 アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

7 番、増反による所有権移転です。受人は現在、約 1 ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積 40 アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

8 番、増反による所有権移転です。受人は現在、約 78 アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積 40 アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

9 番、新規農による使用貸借権の設定です。貸借期間は令和 2 年 11 月 19 日から令和 22 年 11 月 18 日までです。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、取得後農業委員会が定める

下限面積30アールを超えることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

10番、新規農による所有権移転です。受人は現在、約8アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、取得後農業委員会が定める下限面積30アールを超えることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

11番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約87アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

2ページ12番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約3.5ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積20アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

13番、増反による所有権移転です。受人は現在、約52アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様態を岸本協議会副会長さん、ご報告願います。

岸本推進委員 3番から13番の11件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(1)は1番から13番の13件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(1)は1番から13番の13件を許可と決定します。

議長 次に、申請等(2)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての、審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

百本係長 3ページ1番から4番は同じ地域ですので一括して説明します。

申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用

目的は自己専用住宅です。

1 番, 受人は現在, 中区中井二丁目の借家に妻と子供 2 人の 4 人で生活していますが, 子供の成長により家財道具が増え, 手狭になったことから, 自身の実家に近く相互に協力がしやすい申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

2 番, 受人は現在, 中区乙多見の借家に妻と子供 2 人の 4 人で生活していますが, 子供の成長により家財道具が増え, 手狭になったことから, 自身の実家に近く相互に協力がしやすい申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

3 番, 受人は現在, 東区上道北方の借家に妻と子供 1 人の 3 人で生活していますが, 子供の成長により家財道具が増え, 手狭になったことから, 妻の実家に近く相互に協力がしやすい申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

4 番, 受人は現在, 北区大安寺南町一丁目の母の所有する実家に夫婦と子供 2 人, 母と妹の 6 人で生活していますが, 子供の成長により家財道具が増え, 手狭になったことから, 実父が住む家から近く, 実父の老後の介護等援助がしやすい申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。なお, 今まで住んでいた実家は, 母と妹が引き続き生活するとのこと。

いずれも, 農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積, 被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

5 番, 申請地は, 農地の広がりがあるが 10ヘクタール未満の 2 種農地と判断され, 転用目的は露天駐車場です。

受人は現在, 沖元の持家に妻と子供 3 人の 5 人で生活していますが, 体調の悪い両親と共に生活することとなり, 今まで駐車していたスペースに両親の家財道具を保管する物置を新設するため, 世帯の駐車スペースが不足することから, 世帯の住居に隣接する申請地を所有権移転して露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積, 被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

6 番, 申請地は, 農地の広がりがあるが 10ヘクタール未満の 2 種農地と判断され, 転用目的は露天資材置場及び露天駐車場です。

受人は現在, 原尾島一丁目にて米穀類集荷販売業を営む者ですが, 下地内にある店舗内の資材置場及び駐車スペースが米穀類の取扱量の増加により手狭となったため, 店舗に隣接する申請地を所有権移転して露天資材置場兼露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

7番から4ページ10番は同じ地域ですので一括して説明します。

申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅です。

7番、受人は現在、門田屋敷四丁目の借家に夫婦と子供2人の4人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え手狭になったことから、妻の勤務先に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

8番、受人は現在、南区大福の実家に両親と3人で生活していますが、結婚を予定しており婚約者の子供1人と生活することから現居所では手狭なため、申請人及び婚約者の勤務先に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

9番、受人は現在、南区福田の借家に夫婦で生活していますが、子供を出産する予定があり、家財道具が増え手狭になることから、夫の実家に近く相互に協力がしやすい申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

10番、受人は現在、湊の借家に夫婦と子供1人の3人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え手狭となったことから、現居所からも近く、生活環境が変わらない申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

いずれも、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、申請地は、駅から300m以内の3種農地と判断され、転用目的は障害者支援施設です。

受人は現在、原尾島四丁目にて社会福祉事業を営む法人ですが、営んでいる障害者支援施設（原尾島四丁目地内）の老朽化のため建替を検討したが、現地は敷地が狭い他、土砂災害警戒区域に指定されていることから建て替えを断念し施設を移転するもので、近隣にある岡山東支援学校や岡山聾学校との障害福祉サービスの連携がとりやすく、駅からも近い申請地を所有権移転して障害者支援施設として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の様様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進委員 1番から11番の11件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっております。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に東区の説明をお願いします。

百本係長 4ページ12番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在、中区赤田の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、両親の面倒を看ることや実家の農業の手伝いに便利な父所有の申請地に分家住宅を建築しようとするものです。

1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、代替地もなく例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、14番は関連がありますので同時に説明します。

申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は事務所を兼ねた自己兼用住宅と露天資材置場で所有権を移転します。

13番、受人は現在、XXXXXXXXXXの代表者で、現在東区浅越地内の借家に家族7人で居住していますが、子どもの成長に伴い手狭になったため、現居住地に近く学区内で生活環境の変わらない申請地に、会社の事務所を兼ねた自己兼用住宅を建築しようとするものです。

14番、受人は現在、東区浅越地内の会社代表者の自宅に事務所を置き、土木建設業を営んでいますが、会社経営が軌道に乗り受注件数が増えたため、13番の自宅の新築に合わせ、東区金田地区で間借りしている資材置場を地主に返還し、安定的に資材の保管が可能で会社経営が円滑に行える申請地を露天資材置場に転用しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様様を岸本協議会副会長さん、ご報告願います。

岸本推進委員 12番から14番の3件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見と
なっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(2)は1番から14番の14件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(2)は1番から14番の14件を許可と決定します。

次に、申請等(3)転用事業計画変更承認申請について、の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

百本係長 5ページ1番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、令和2年5月12日付、農地法第4条で農家住宅の転用許可を受けていましたが、許可後、敷地内の建築計画が変更となり農家住宅に加えて農業用倉庫及びカーポート・テラスが必要となったため、土地利用計画の変更を行うものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画に変更はなく、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岸本協議会副会長さん、報告願います。

岸本推進委員 1番の1件について協議したところ、事務局の説明のとおり承認意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(3)は、1番の1件を承認と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等(3)は1番の1件を承認と決定します。

次に、岡山市農用地利用集積計画の決定について、申請等(4)所有権の移転、申請等(5)利用権の設定及び転貸を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

百本係長 申請等(4)所有権の移転については、中区分は6ページ1番の1件、東区分は7ページ1番、2番の2件で、いずれも農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業です。中区分は土地所有者から財団への所有権移転で、東区分は1番が土地所有者から財団への所有権移転で、2番は財団から耕作者への所有権移転です。

申請等(5)の利用権の設定及び転貸については、東区分で8ページ1番から11ペ

ージ16番の16件です。農地中間管理機構が貸付け希望の農家の農地に中間管理権を設定し、同時に耕作者へ転貸する形の利用集積計画です。

いずれも、岡山市の公告により農地の貸し借りが開始します。

以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えられ、各地区協議会では原案通り決定意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(4)、(5)の岡山市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定とします。

次に申請等(6)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

百本係長 12ページ1番から13ページ5番までの5件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類はすべて所有権で、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望はなしです。

各地区協議会では、受理意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(6)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、1番から5番の5件を受理と決定します。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

百本係長 報告(1)4条届については、14ページ1番と2番の2件です。転用目的は敷地拡張と宅地造成で専決日は備考欄のとおりです。

報告(2)5条届については、15ページ1番から17ページ14番の14件です。転用目的は自己専用住宅5件、露天駐車場3件、分譲住宅地2件、分譲住宅地、公園1件、公衆用道路1件、宅地造成1件、集合住宅用地1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(3)18条第6項の規定による合意解約通知については、18ページ1番から20ページ9番までの9件です。解約理由は、耕作目的5件、転用目的4件で、離作料は記載のとおり

りです。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、２１ページ１番と２番の２件です。内容は、農業用車両駐車場と農業用倉庫です。

以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。
続きまして第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第２号議案について資料に従い説明。

議長 第２号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて、委員の方から何かご意見はありませんか。

全員 ありません

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

岸本職務代理者 それでは何かご意見等がありますか。なければこれで終わりたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前１０時２２分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員